

壁面の位置の制限

街並み景観の向上やゆとりある住環境の創出、また、防災上の観点から安全性の向上や、冬場の落雪・堆雪問題への対処などから、指定された箇所（地区内の各都市計画道路）に面する建築物の壁面の位置は、その道路境界から一定距離以上（3m、1m、0.5m）後退ししなければなりません。

建築物等の高さの最高限度

A・Bの各ゾーンの特性に応じ、良好な街並み景観の形成と周辺景観との調和を図るため、建築物等の高さの最高限度が定められています。

A 地区	45m	B 地区	31m
------	-----	------	-----

建築物等の形態又は意匠の制限

地域全体において、良好な景観を維持・創出するため、建築物等の形態・意匠について次のように定められています。

色 彩	極端に派手な色の使用を避け、 グレー系、うす茶系 を基調とした色彩計画とする。
屋上設備、屋外設備機器	道路や周辺の建物などから容易に望見できない構造とする。
屋外広告物	できるだけ集約化、建物との一体化を図るとともに、街並みに調和するものとする。

